

御浜町地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 人口減少や高齢化等が進む御浜町において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図り、もって地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、御浜町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(活動)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる地域協力活動に従事する。

- (1) 地域活性化にかかる活動
- (2) 移住・定住にかかる活動
- (3) 産業の振興にかかる活動
- (4) その他町長が認める活動

(隊員の地位等)

第3条 隊員は、非常勤職員として町長が任用する。

2 隊員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域を除く。）から御浜町に生活の拠点を移し、住民票を異動する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (3) その他町長が必要に応じ求める要件を満たす者

3 町長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、町と雇用関係の存在しない者を隊員として委嘱することができる。この場合において必要となる事項については、町長が別に定めるものとし、次条以降の規定は適用しない。

(任用期間)

第4条 隊員の任用期間は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の途中において任用された隊員の任用期間は、任用した日の属する年度の末日までとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、1年を超えない範囲で前項に規定する任用期間を延長することができる。ただし、任用期間は3年を限度とする。

(副業等の制限・許可)

第5条 隊員は、御浜町が支払う賃金以外の収入を得て、地域協力活動に付帯する又は他の営利活動（以下「副業」という。）に従事してはならない。ただし、御浜

- 町に定住するために地域協力活動の妨げにならない範囲の副業に従事する場合であつて、あらかじめ町長に申し出て、その許可を受けた場合は、この限りでない。
- 2 隊員は、町長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは御浜町以外の者に雇用され、又は、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

#### (勤務条件)

- 第6条 隊員の勤務日は、御浜町の一般職に属する職員（以下「一般職職員」という。）の例による。この場合において、町長は、その所属する隊員に勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合は、勤務を要するいずれかの日を、勤務を要しない日に変更し、振り替えることができる。
- 2 隊員の勤務時間は、1日につき7時間45分を原則とする。この場合において、標準的な勤務時間帯は、午前8時30分から午後5時15分まで、休憩時間は、正午から午後1時までとする。
  - 3 前2項に規定する勤務日、勤務時間、標準的な勤務時間帯及び休憩時間については、隊員の従事する地域協力活動の内容により変更できる。
  - 4 隊員は、あらかじめ町長の承諾を得たうえで、前2項に規定する勤務時間のうちの一定時間を御浜町に定住するために必要と認められる活動（前条に規定する副業を除く。）に充てることができる。

#### (賃金等)

- 第7条 隊員の賃金は、月額175,000円とし、その支給日は、御浜町臨時職員取扱要綱（平成4年御浜町要綱第1号。以下「臨時職員要綱」という。）の例による。
- 2 町長は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、前項に規定する支給日を変更することができる。
  - 3 町長は、隊員に通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当等の手当は、支給しない。
  - 4 隊員が、公務のために出張した場合においては、一般職職員の例により旅費を支給する。ただし、御浜町から三重県内の各市町（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市及び名張市を除く。）並びに和歌山県新宮市及び東牟婁郡までの区間の車賃は支給しない。

#### (社会保険等の加入)

- 第8条 隊員は、次に掲げる保険に加入する。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険
  - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険
  - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険
  - (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険（隊員が加入対象者である場合に限る。）

(有給休暇等)

第9条 隊員は、任用期間中に臨時職員要綱の例により、有給休暇及び特別休暇を取得することができる。

(公務災害補償)

第10条 隊員の公務災害補償については、地方公務員法第45条及び労働基準法(昭和22年法律第49号)第75条から第82条までの規定の定めるところによる。

(活動経費)

第11条 町長は、隊員の地域協力活動に必要な経費を予算の範囲内で負担する。

(活動報告)

第12条 隊員は、地域協力活動の状況を定期的に町長に報告しなければならない。

(宗教活動等の制限)

第13条 隊員は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(守秘義務)

第14条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解任)

第15条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、これを解任することができる。

- (1) 隊員から退任の申し出があった場合
- (2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (4) 隊員として、ふさわしくない行為等があった場合

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。